

藤沢市下水道条例の一部改正について（総括説明）

藤沢市下水道条例について、策定を進めている「ふじさわ下水道中期経営計画」における財政課題の解決に向けた下水道使用料の改定、地下水等を使用している世帯の下水道使用料の算出方法の変更、及び下水道法の改正による雨水貯留浸透施設整備計画の認定制度の新設に伴い、一部改正を行うものです。

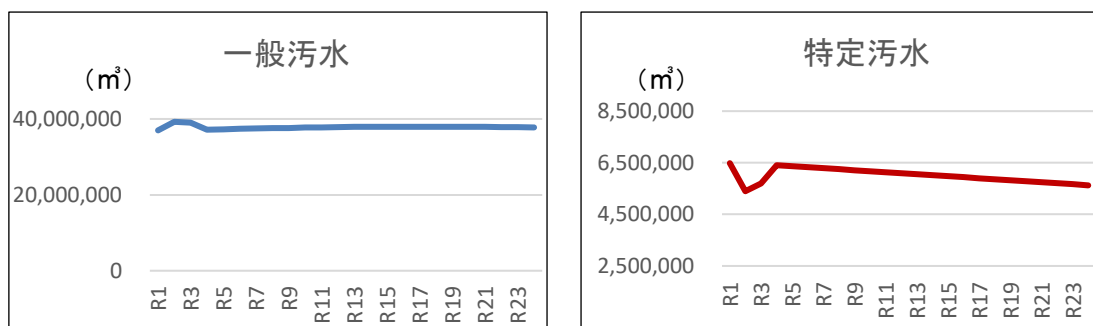
1 下水道使用料の改定について（第42条・第43条別表第1・別表第2）

（1）下水道使用料見直しの必要性

「ふじさわ下水道中期経営計画」における財政課題のうち、支出面での課題の一つとして、急速に進む老朽化対策に向けた調査、修繕などを計画的に実施するため、維持管理費の大幅な増加が見込まれております。

維持管理費を賄うための主たる収入である下水道使用料は、近年の水洗化人口の伸びが緩やかであることや、節水意識の高まり等により一人あたりの有収水量が減少傾向にあることから、収入額が横ばい傾向になっております。

今後は、一般家庭等から排出される汚水（一般汚水）の排水量は横ばいとなる見込みですが、工場などからの汚水（特定汚水）は事業者の規模縮小や節水等による排水量の減少が想定されることから、下水道使用料収入も減少に転じることが想定されるため、これらの動向等を踏まえた下水道使用料の見直しが必要となります。



水量動向の予測

※令和3年度までは実績値

(2) 藤沢市下水道運営審議会における審議経過

令和2年	11月25日	諮問
令和3年	5月12日	令和2年度の下水道使用料について
	6月30日	下水道使用料の現状と課題について
	8月30日	有収水量等の見通しについて
	11月1日	下水道使用料のあり方について
令和4年	2月7日	下水道使用料のあり方について
	4月25日	下水道使用料のあり方について
	6月28日	下水道使用料のあり方について
	8月1日	下水道使用料の改定(素案)について
	8月25日	答申に向けた総括審議
	9月9日	答申案について
	9月27日	答申

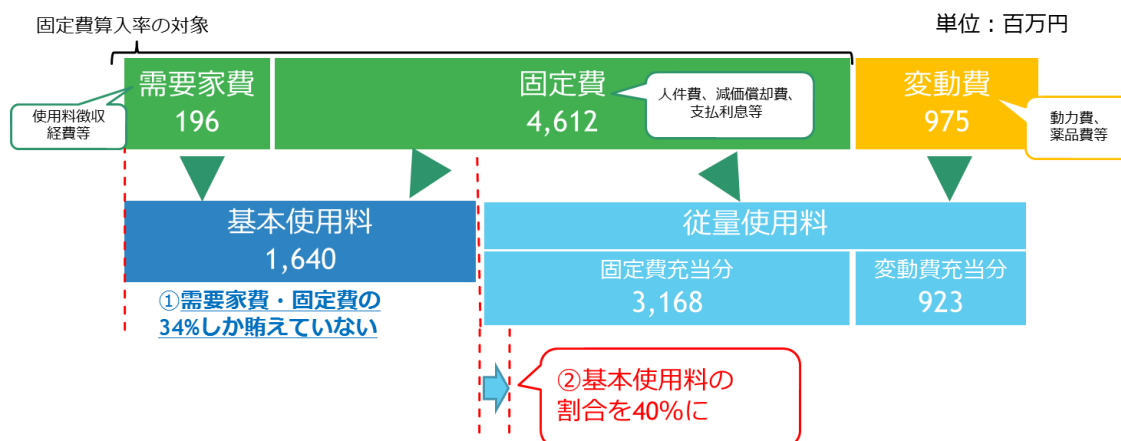
(3) 下水道使用料のあり方について

藤沢市下水道運営審議会において、今後の課題及び動向を踏まえた下水道使用料のあり方について、「持続的・安定的な収入確保」「使用者間の公平性の確保」「わかりやすい使用料体系」を基本方針として検討を行い、次のとおり取りまとめました。

ア 持続的・安定的な収入確保

人口減少や少子高齢化に伴い水需要が減少しても持続的・安定的に収入を確保するためには、基本使用料の見直しが必要となります。

下水道使用料対象経費のうち、需要家費(使用料徴収経費等)及び固定費(人件費、減価償却費、支払利息等)は基本使用料で賄うことが望ましいものですが、現在は34%しか賄えておりません。このことから、下水道使用料収入における基本使用料の割合(固定費算入率)を向上させ、固定費算入率を40%として基本使用料を設定します。



藤沢市の経費負担の状況(令和元年度実績)

イ 利用者間の公平性の確保

本市では、一般家庭への配慮をしながら負担の公平性を確保するため、多量排水者ほど1 m³あたりの単価が高くなる累進逓増制を採用しています。

累進逓増制を引き続き採用し、従量使用料の単価を一律の割合で値上げを行うことで、排水量が増えるごとに値上げ幅を大きくし、排水量に応じた負担の公平性を確保します。

なお、累進逓増制の度合いを示す累進度は、数値が大きいほど多量排水者の負担割合が大きいことを表すもので、現行の4.17から3.96へ緩和しますが、基本使用料の割合の向上を行うこととの兼ね合いによるものです。

ウ わかりやすい使用料体系

使用料体系は、利用者にとってわかりやすい単純な仕組みであることが必要であることから、県営水道と同様の水量区分と二部使用料制（基本使用料制及び従量使用料制の組み合わせ）を引き続き採用します。

また、県内全市町村が基本使用料の中に一定の排水量を含む基本水量制を採用しており、県営水道についても8 m³までを基本料金内としていることから、引き続き8 m³までを基本水量とします。

(4) 下水道使用料の見直し

下水道使用料のあり方の諮問に対し、藤沢市下水道運営審議会から、「下水道使用料のあり方は適切な内容であり、下水道事業の将来的なリスクを低減するための費用の利用者の応分負担として、下水道使用料の改定は避けられないと判断する。」という答申を受けました。

併せて、附帯意見として、「より一層の経営意識を高め、更なるコスト縮減を図るなど、引き続き経営努力を行うこと」や、改定の時期については、「中期経営計画の実施年度に合わせて、令和5年4月からの見直しが望ましいと考えられるものの、社会的状況、市民生活の実情及び市民の理解を踏まえながら実施すること」という要望をいただいております。

この答申、及び附帯意見に沿って、平均改定率については12.7%から12.5%、改定の時期については令和5年4月から7月にそれぞれ変更して、可能な限り市民負担を軽減しながら、下水道事業の健全運営を確保するものです。

(5) 平均改定率

12.5%（基本使用料：16.6% 従量使用料：約11%）

2 上水道と地下水等を併用している場合の世帯人数による下水道使用料の算出方法の変更について（第45条第3項）

現行の制度では、上水道と地下水等を併用する場合は、「世帯人数1人当たり月6m³」を地下水等の使用水量とみなし、上水道の使用水量にその水量を加算した水量を下水道使用料の算出をする際の水量としていますが、一般家庭での平均的な使用水量や他自治体の制度等から現行の制度を見直し、地下水等の使用水量とみなす水量を「世帯人数1人当たり月3m³」に変更するものです。

3 下水道法の改正による雨水貯留浸透施設整備計画の認定制度の新設に伴う改正について（第5条・第6条）

下水道法改正により、民間事業者等が設置及び管理する雨水貯留浸透施設を対象とした雨水貯留浸透施設整備計画の認定制度が新規に創設されたため、排水設備の計画の確認や、排水設備の新設等工事の施工などに関する条例の規定の整備を行うものです。

4 施行期日

（1）下水道使用料の改定

令和5年7月1日

（2）その他

公布の日

以上

（下水道部 下水道総務課）

(参考) 過去の改定経過

改定年度	平均改定率	備 考
平成 2年度	16.40%	①次期3か年収支計画による引き上げ ②一般汚水に係る資本費 15%算入
平成 5年度	11.64%	①次期3か年収支計画による引き上げ ②一般汚水に係る資本費 25%算入
平成 8年度	8.17%	①次期3か年収支計画による引き上げ ②一般汚水に係る資本費 35%算入
平成11年度	16.39%	①次期3か年収支計画による引き上げ ②一般汚水に係る資本費 60%算入
平成14年度	—	①一般汚水に係る資本費 80%算入
平成15年度	—	①上下水道料金一括徴収制度の実施
平成17年度	—	①一般汚水に係る資本費 90%算入
平成20年度	—	①一般汚水に係る資本費 95%算入
平成23年度	7.31%	①次期3か年収支計画による引き上げ
平成29年度	4.80%	①次期3か年収支計画による引き上げ
令和 2年度	—	①一般汚水に係る資本費 100%算入

藤沢市下水道事業【使用料改定資料(令和5年度～令和9年度 収支計画)】

経営計画目標	見込値				
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
1 流動比率を100%に近づけます	74.8%	72.9%	77.7%	80.2%	75.4%
2 経費回収率を100%以上とします	98.9%	101.3%	100.9%	100.3%	100.0%
3 企業債残高対事業規模比率350%以内を目指します (残高ベース約555億円以内)	283.4%	268.4%	268.9%	271.4%	281.1%
	437.0億円	421.2億円	421.4億円	424.2億円	439.2億円

経営目標

職員の経営意識の徹底と、「コスト～事業効果～リスク」のバランスを考慮した事業運営により、**独立採算制を原則とする健全経営の持続を図ります**

中期経営計画期間(令和5年度～令和14年度)におけるテーマ

老朽化対策を軌道にのせる10年とする

収益的収支計画表(税込)

【収入】 R5.7改定 (単位:千円)

科目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
営業収益 現行 ①+②+③	10,511,624	10,393,367	10,370,673	10,386,472	10,424,160
改定後	11,105,251	11,183,004	11,158,768	11,171,500	11,206,845
下水道使用料 現行 ①	6,332,024	6,317,105	6,304,765	6,280,231	6,261,481
平均改定率12.5%	6,925,651	7,106,742	7,092,860	7,065,259	7,044,166
改定後と現行との差額 ※1	593,627	789,637	788,095	785,028	782,685
他会計負担金 ②	4,125,994	4,035,145	4,024,791	4,065,124	4,121,562
受託事業収益 ③	53,606	41,117	41,117	41,117	41,117
営業外収益	2,414,969	2,303,861	2,256,613	2,234,999	2,235,382
受取利息配当金	25	25	25	25	25
他会計負担金	304,359	300,945	297,493	294,151	291,187
長期前受金戻入 X	1,984,031	1,973,800	1,949,779	1,931,507	1,934,854
雑収益	58,554	9,316	9,316	9,316	9,316
国庫補助金	68,000	19,775	0	0	0
特別利益	0	0	0	0	0
収益合計 現行	12,926,593	12,697,228	12,627,286	12,621,471	12,659,542
改定後	13,520,220	13,486,865	13,415,381	13,406,499	13,442,227

※1 改定を3か月先送り(R5.7改定)した場合の、現行使用料との差額。
当初予定したR5.4改定(791,503千円)と比較すると、約2億円(△197,876千円)の減収。

【支出】 (単位:千円)

科目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
営業費用	12,173,360	12,015,518	12,043,676	12,162,493	12,298,201
管渠費	1,343,756	1,413,471	1,420,379	1,436,714	1,462,076
ポンプ場費	1,298,616	1,279,722	1,296,748	1,286,101	1,291,816
浄化センター費	3,333,172	3,135,936	3,147,856	3,228,501	3,245,840
総係費 ※2	644,979	634,786	639,926	645,096	650,318
減価償却費 Y	5,511,865	5,510,630	5,497,795	5,525,109	5,607,178
資産減耗費	40,972	40,972	40,972	40,972	40,972
営業外費用	644,018	559,856	502,169	472,091	451,139
支払利息	554,018	496,905	439,218	409,140	388,188
消費税	90,000	62,951	62,951	62,951	62,951
特別損失	0	0	0	0	0
予備費	10,000	0	0	0	0
費用合計	12,827,378	12,575,374	12,545,845	12,634,584	12,749,340
収支差引 現行	99,215	121,854	81,441	△ 13,113	△ 89,798
改定後	692,842	911,491	869,536	771,915	692,887

※2 リスク増大の影響が少ない事務経費を再精査し削減(毎年約12,000千円)。

(単位:千円)

科目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
税抜純利益 現行	△ 25,007	△ 29,923	△ 66,349	△ 152,443	△ 224,181
改定後	567,097	702,762	664,931	576,087	502,235

資本的収支計画表(税込)

【収入】 (単位:千円)

科目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
企業債	3,715,100	1,910,900	2,987,300	3,001,800	4,008,300
(うち資本費平準化債)					
負担金及び分担金	46,967	46,967	46,967	46,967	46,967
他会計出資金	234,742	200,000	200,000	200,000	200,000
国庫補助金	1,769,647	360,100	409,800	788,000	1,408,700
貸付金元金収入	320	288	288	288	288
諸収入	46	1,207	1,207	1,207	1,207
他会計負担金	44,247	15,876	16,272	15,298	15,006
収入合計	5,811,069	2,535,338	3,661,834	4,053,560	5,680,468

【支出】 (単位:千円)

科目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
建設改良費合計	6,623,891	3,855,315	5,074,449	5,778,225	8,041,014
南部処理区管渠建設費	1,335,311	958,362	1,086,120	943,683	1,356,250
東部処理区管渠建設費	318,080	744,160	653,803	631,451	660,104
南部処理区ポンプ場建設費	227,736	12,197	57,199	46,201	447,203
東部処理区ポンプ場建設費	114,936	0	513,000	251,000	1,716,000
辻堂浄化センター建設費	4,111,647	946,907	1,605,410	2,173,917	2,235,428
大清水浄化センター建設費	43,054	540,244	513,246	1,086,248	681,250
新市街地下水道建設費	288,992	348,011	346,019	346,027	345,035
相模川流域下水道建設費	182,535	305,434	299,652	299,698	299,744
固定資産購入費	1,600	0	0	0	300,000
企業債償還金	3,681,235	3,485,231	2,969,642	2,718,397	2,507,315
貸付金	5,500	2,373	2,373	2,373	2,373
予備費	100	0	0	0	0
支出合計	10,310,726	7,342,919	8,046,464	8,498,995	10,550,702
収支不足額 A	△ 4,499,657	△ 4,807,581	△ 4,384,630	△ 4,445,435	△ 4,870,234

※資本的収支の不足額については、損益勘定留保資金等で補てんする。

資本的収支不足額補填財源 (単位:千円)

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
前年度末留保資金残 ①	634,615	379,775	△ 28,036	140,110	234,764
消費税資本的収支調整額 ②	416,983	295,843	401,998	431,556	580,742
前年度純利益	419,761	567,097	702,762	664,931	576,087
建設改良積立金として積立	0	0	△ 100,000	△ 150,000	△ 150,000
補填財源として使用(減債積立金)③	300,000	567,097	602,762	514,931	426,087
当年度発生留保資金 ④ (= Y-X)	3,527,834	3,536,830	3,548,016	3,593,602	3,672,324
補填財源合計 B (①～④の計)	4,879,432	4,779,545	4,524,740	4,680,199	4,913,917
当年度末留保資金残 AとBの差	379,775	△ 28,036	140,110	234,764	43,683
建設改良積立金(残高)	0	0	100,000	250,000	400,000
参考 企業債残高	437.0億円	421.2億円	421.4億円	424.2億円	439.2億円

下水道使用料改定資料

○下水道使用料単価表 [円/㎡(税抜)] ただし8㎡まで基本使用料

水量区分(㎡)	～H28年度 単価	現行単価 (注1)	改定率 12.5%	
			改定単価	個別改定率
基本使用料	667	699	815	16.6%
9 ～ 15	97	102	113	10.8%
16 ～ 20	113	118	131	11.0%
21 ～ 30	131	137	152	10.9%
31 ～ 50	159	167	185	10.8%
51 ～ 100	188	197	218	10.7%
101 ～ 300	228	239	264	10.5%
301 ～ 1000	268	281	311	10.7%
1001 ～ 5000	308	323	357	10.5%
5001 ～	348	364	403	10.7%
累進度(注2)	4.17	4.17	3.96	-
浴場汚水(注3)	4.854	5.09	5.73	12.48%

(注1)平成29年4月1日改定(平均改定率4.80%)

(注2)累進度…水量区分の最も大きいランクにおける使用料単価(1㎡当たりの金額)と基本水量ランクにおける単価の比

改定単価における累進度… $403 \div (815 \div 8) = 3.955 \approx 3.96$

(注3)浴場汚水…単価表では5円/㎡としていますが、条例の別表備考に「汚水排除量にこの表に定める1立方メートル当たりの金額を乗じて得た金額に100分の101.8を乗じて…」と記載があるので、今回の改定ではその係数に改定率12.5%を乗じ、次のとおり改めます。
備考1

(2)浴場汚水「汚水排除量にこの表に定める1立方メートル当たりの金額を乗じて得た金額に100分の114.5を乗じて計算する方法」

汚水排除量に応じた料金の積算方法について (1か月・税抜)

$$\begin{aligned} & \text{基本使用料} + \text{従量使用料単価①} \times \text{水量} \\ & + \text{従量使用料単価②} \times \text{水量} \\ & \dots = \text{下水道使用料} \end{aligned}$$

<例1>料金改定後 排除量20㎡
 $815円 + 113円 \times 7㎡ + 131円 \times 5㎡$
 $= 2,261円$

<例2>料金改定後 排除量300㎡
 $815円 + 113円 \times 7㎡ + 131円 \times 5㎡ + 152円 \times 10㎡$
 $+ 185円 \times 20㎡ + 218円 \times 50㎡ + 264円 \times 200㎡$
 $= 71,181円$

○改定による影響額表

下水排除量	現在(平成29年度4月1日改定)		改定案		改定による増額(税込)		(注4) 水道料金 税込(10%)[円/月]
	税抜[円/月]	税込(10%)[円/月]	税抜[円/月]	税込(10%)[円/月]	円/月	円/年	
0～8㎡/月	699	768	815	896	128	1,536	781
10㎡/月	903	993	1,041	1,145	152	1,824	1,062
(注5)20㎡/月	2,003	2,203	2,261	2,487	284	3,408	2,509
30㎡/月	3,373	3,710	3,781	4,159	449	5,388	4,401
50㎡/月	6,713	7,384	7,481	8,229	845	10,140	9,615
100㎡/月	16,563	18,219	18,381	20,219	2,000	24,000	25,785
300㎡/月	64,363	70,799	71,181	78,299	7,500	90,000	83,822
1,000㎡/月	261,063	287,169	288,881	317,769	30,600	367,200	343,312
5,000㎡/月	1,553,063	1,708,369	1,716,881	1,888,569	180,200	2,162,400	2,076,912
10,000㎡/月	3,373,063	3,710,369	3,731,881	4,105,069	394,700	4,736,400	4,243,912
50,000㎡/月	17,933,063	19,726,369	19,851,881	21,837,069	2,110,700	25,328,400	23,427,912

(注4)水道料金については、100㎡/月以下は家用水道料金、それを超える水量については業務用水道料金で試算しました。

(注5)20㎡/月…平均的な世帯の下水道使用量

○下水道使用料の比較(100㎡/月まで月額・税込)

